

那須町内の建築物における木材の利用促進に関する方針

平成24年9月24日（制定）

平成30年1月17日（改訂）

令和5年10月31日（改訂）

第1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、国並びに県の基本方針に則し、「那須町内の建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、建築物への町産材等（那須町内の森林から産出されたものを製材業者が製材・加工した木材・木製品をいう。県産出材を含む。）の利用促進を通じて、健全な森林の育成や脱炭素社会の実現、林業・木材産業の成長産業化に資することを目的とする。

第2 建築物における町産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 町産材等の利用を促進する建築物

建築物を整備する者は、町産材等の積極的な利用に努めるものとする。なお、本方針における建築物とは、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体をいう。

2 建築物における木材利用の促進

町、林業および建築関係事業者その他木材を利用する建築に携わる者は、建築物の整備主体に対し、建築物の木造化及び木質化に関する情報の提供に努め、建築物への木材利用を促進する。町においては、自ら整備する公共建築物等における木材の利用に率先して取り組むこととする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用についても検討するものとする。

なお、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

第3 町が整備する公共建築物等における町産材等の利用の基本指針

1 町有施設の木造化・木質化

(1) 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、「2階建て以下、かつ延べ面積3,000㎡以下」の施設は原則木造化する。

- ① 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化をすることが困難な場合
- ② 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③ 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- ④ 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合

- ⑤その他、木造化することが困難な場合。
- (2) 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図る。
- (3) 公共建築物の整備等に当たっては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入について、燃料の安定的な供給の確保等を考慮しつつ、その促進に努めるものとする。
- (4) 木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の促進や木造化に関するコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。
- (5) 町民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの町民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・椅子などの備品等に町産材等を用いた製品を積極的に使用する。

2 公共工事等における町産材等の利用

町が実施する公共工事においては、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設としての必要な性能等を勘案しつつ、町産材等の利用に努めるものとする。

第4 建築物木材利用促進協定制度の活用

町は、法第15条に定める建築物利用促進協定制度について、事業者等に対し、積極的な周知に努めるものとする。また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申し出があった場合は、法の目的や基本理念並びに本方針に照らして適当なものであるか確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

なお、町が協定を締結した場合には、協定の内容等を町ホームページ等で公表するものとする。

第5 公共建築物等における町産材等の利用促進の啓発

町は、公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、その意義について町民の理解の醸成に努める。

併せて、町以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に町産材等が利用されるよう、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

第6 その他公共建築物における県産材等の利用の促進に必要な事項

町は、町産材の円滑な利用を促進するため、県をはじめ、地域の森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材など関係機関等から木材調達に関する情報や木材利用に関する専門的知識等を収集し、建築物への木材利用の促進に努めるなど、円滑な連絡調整等を行う。